

# 障害者雇用で お悩みは ありませんか?



仙台・宮城観光  
PRキャラクター「むすび丸」

県内における障害者の雇用状況は、未だ多くの障害者の方が働く場を求めており、依然として厳しい状況となっております。また、県内民間企業の障害者雇用率は、平成27年6月1日現在で、1.79%と法定雇用率(2.0%)を下回り、全国平均(1.88%)にも達していない状況でありますことから、本県における障害者雇用の更なる推進が求められています。こうした状況を踏まえ、宮城県では、就職を希望する障害者が一人でも多く就職し、さらに就職した企業に定着できるように、今年度も10月から「障害者雇用アシスト事業」を実施しています。なお、本事業については、宮城県からの受託事業者として株式会社チャレンジドジャパンとアデコ株式会社が実施・運営いたします。

事業実施期間

平成28年10月1日～平成29年3月31日

支援対象

県内事業所及び障害福祉サービス事業所  
(主に就労移行支援事業所)

事業内容

- 1 企業訪問による障害者雇用の普及啓発等
- 2 障害福祉サービス事業所訪問による支援
- 3 企業向け雇用支援セミナーの開催
- 4 出前セミナー  
(企業に出向き、セミナーを実施いたします)
- 5 特別支援学校見学会の開催をいたします

# 障害者雇用アシスト事業の利用による皆さまのメリット

## 企業のメリット

障害者雇用の  
ノウハウが  
学べる

支援機関との  
つながりが  
できる

障害者  
雇用率の  
向上

各企業個別の  
課題が  
解決できる

社会的責任を  
果たせる

**障害者雇用率制度** 従業員数50人以上規模の事業所では、障害者を雇用することが義務付けられています。

**障害者雇用納付金制度** 従業員数が100人を超える事業所において、法定雇用率(2.0%)未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。

## 障害者のメリット

就職したい  
企業  
が見つかる

企業に関する  
情報量  
が増える

必要と  
してくれる  
企業  
が見つかる

見学・実習先が  
増える

身近な  
支援機関を  
利用できる

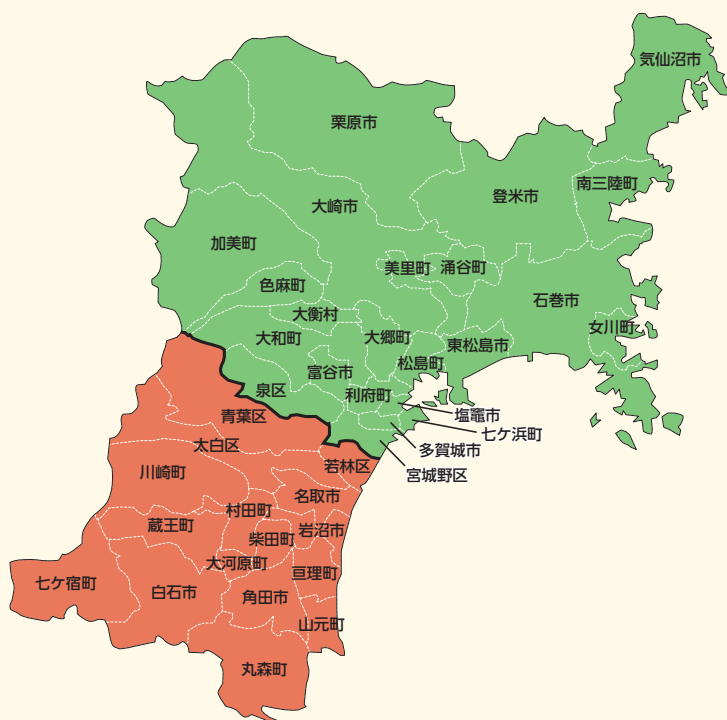
### 事業に関するお問い合わせ先(本事業の受託者)

#### 北エリア(泉区・宮城野区を含む県北地域)

事業受託者 株式会社チャレンジドジャパン  
〒980-0014 仙台市青葉区本町2-3-10 仙台本町ビル2F  
TEL: 022-748-6250 (担当: 丹野)  
<http://www.ch-j.jp/assist/>

#### 南エリア(青葉区・太白区・若林区を含む県南地域)

事業受託者 アデコ株式会社 仙台第1支社  
〒980-6120 仙台市青葉区中央1-3-1 エルビル20F  
TEL: 022-267-0797 (担当: 菊池)  
[http://www.adecco.co.jp/news/challenge\\_assist\\_miyagi/](http://www.adecco.co.jp/news/challenge_assist_miyagi/)



### 本事業の趣旨について

宮城県経済商工観光部雇用対策課 雇用推進班

TEL: 022-211-2772 FAX: 022-211-2769